

公立大学法人青森公立大学業務方法書の変更（案）の概要

【背景】

地方独立行政法人法の一部改正 施行日：平成30年4月1日（一部 平成32年4月1日）

- 目的：法人内外からのガバナンスのあり方について見直しを行うため、改正するもの
- 改正内容（本法人関連抜粋）：地方独立行政法人における適正な業務の確保に係る諸改正



業務方法書における内部統制の体制の明確化が義務付け（法第22条）

【業務方法書の変更概要】 施行日：青森市長の認可の日（適用は平成30年4月1日）

- ① 独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備方法を参考に、必要な体制、規程等を整備する旨を新たに盛り込む。
- ② 内部統制システムの整備や新たな内部規程等の策定については、他大学からの情報収集や内容の検討に時間を要するため、平成31年度末までに必要な手続を進める。

業務方法書変更後の内部統制システムのイメージ

内部統制



諸規程等の策定が必要となる主なもの
(平成31年度末まで)

内部統制システムの整備

- ・業務の適正を確保する体制
- ・推進体制

法人の運営理念の策定

役員規程の改正

- ・理事の分掌の決定・公表

監事監査規程の改正

- ・本規程の改正への監事の関与
- ・円滑な監査に必要な事項 等

内部監査規程の改正

- ・役員への定期的な報告

業務継続計画の策定

- ・緊急時の業務継続に係る計画策定

情報関係規程の制定

- ・セキュリティの確保

公益通報関連規程の制定

- ・通報窓口・相談窓口の設置等

人事管理方針の整理

- ・人事ローテーションの確保等